

19. 酸素欠乏症の予防について

酸素欠乏症の予防について

建設省官技発第116号

昭和46年8月2日

大臣官房技術参事官から

昭和46年7月26日、東京都千代田区隼町の最高裁判所新築工事現場において、酸素欠乏症による2名の死亡事故が発生したが、これに関して、市街地における地下鉄工事、橋梁基礎工事等地下掘削工事の施工にあたり、別添通達により関係者団体に酸素欠乏症の予防について周知徹底を図ったところである。

この種の事故は、きわめて特殊な条件のもとにおいて発生するものと考えられるが、貴局においても、事故発生のおそれがある工事の施工にあたっては、別添通達の周知徹底ならびに関係職員の事故防止について留意するとともに、工事の発注にあたっては、事故防止対策についての必要な費用を計上されるよう配慮されたい。

なお、現在労働省において酸素欠乏空気による労働災害の発生を防止するため特別規則の立案を検討中であることを申添える。

酸素欠乏症の予防について

昭和46年7月30日 建設省計建発第69号

建設省計画局長から

(社)全国建設業協会会長

(社)土木工業協会会長

(社)日本建設業団体連合会会長

(財)建築業協会理事長

(社)日本道路建設業協会会長

(社)電力建設業協会会長

(社)鉄道建設業協会会長

(社)日本電設工業協会会長あて

昭和46年7月26日、東京都千代田区隼町の最高裁判所新築工事現場において、酸素欠乏症により、2名の死亡事故が発生したことは遺憾に堪えないところである。

市街地における地下鉄工事、橋梁基礎工事等地下掘削工事において、上層に不透水層がある砂層又は砂れき層で湧水がないか、もしくは湧水の少ない地層、あるいは第一鉄塩類を含んでいる還元状態にある地層を掘削する場合は、下記について特に留意し工事関係者ならびに公衆の事故防止に特段の措置を講ずるよう、貴協会傘下の建設業者に対し指導を徹底されたい。

記

1. 掘削に際して圧気工法を用いる場合には送気した空気の漏出状況を調査すること。
2. 調査の結果酸素欠乏の空気が他の場所に流出しているときは、関係者に周知せしめるとともに適切な事故防止の措置を講ずること。
3. 上記1、2の調査及び作業にあたっては作業員、関係者自身の酸素欠乏症の防止についても十分配慮すること。
4. 上記2の事例を発見し又は措置を講じた場合はすみやかに当局に報告されたい。